

食料・農業・農村政策審議会

第 7 回

消費・安全分科会

平成 1 8 年 9 月 2 1 日

農林水産省消費・安全局

午後2時00分 開会

山本分科会長 それでは、定刻でございますので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会第7回消費・安全分科会を開催いたします。本日は、お忙しいところご参集いただきましてまことにありがとうございます。

では、早速でございますが消費・安全局長からごあいさつをお願いしたいと思います。

町田消費・安全局長 この8月から消費・安全局長を務めさせていただいている町田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

第7回の消費・安全分科会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。委員の皆様におかれましては日ごろから私どもの農林水産行政の推進に格別のご理解、ご協力を賜っております。厚くお礼を申し上げる次第でございます。

ご承知のとおり平成15年7月に農林水産省におきまして産業振興部門から独立して、食品の分野におけます消費者行政、またリスク管理を一元的に担う機関としてこの消費・安全局ができたわけでございます。それから3年ちょっとたったところでございますが、その間、食の安全と消費者の信頼の確保を図るということを大前提といたしまして、施策の展開に努めてきたところでございます。委員の皆様にはさまざまな面でご協力を賜っております。重ねてお礼を申し上げる次第でございます。

今後とも、消費・安全局といたしましては、私たちの生活にとって一日とも欠かすことができないこの食の安全と安定供給に努めますとともに、消費者の皆様の視点に立ちまして、食に対する信頼感を保っていただけるような施策の展開に努めていきたいと考えておりますので、引き続きどうぞよろしくお願いたします。

本日でございますが、最近の私どもの施策の実施状況につきましてご報告させていただきますほか、消費・安全局にかかわります情報提供につきましていろいろと意見交換をさせていただければと思っております。委員の皆様からは日ごろからお考えになっておりますこと等、忌憚のないご意見、ご助言をいただければ大変ありがたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げまして、簡単でございますが、冒頭のあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。

山本分科会長 どうもありがとうございました。

ここで前回の第6回分科会以降、委員の交代がございました。佐野臨時委員が退任されまして、新たに宮地臨時委員が任命されましたので、ご紹介します。

宮地委員、よろしくお願します。

宮地委員 宮地でございます。よろしくお願いいたします。

山本分科会長 では、事務局から委員の出席状況等につきまして報告をお願いします。

山田消費・安全政策課長 当分科会の事務局をしております消費・安全政策課長をいたしております山田と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、皆様お忙しいので、委員の皆様方のうち6名の委員、伊藤潤子委員、伊東佑文委員、金沢委員、田嶋委員、田沼委員、芳澤委員がどうしてもご都合が悪いということでご欠席でございます。ただ、この6名の方を抜きましても委員、臨時委員合わせて計8名の方々のご出席をいただいておりますので、食料・農業・農村政策審議会議事規則の規定に基づきまして、本分科会は成立いたしております。以上でございます。

山本分科会長 ここで、前回の分科会以降、消費・安全局のメンバーも入れ替わっておりますし、先ほどご紹介いたしましたように、新たに任命された委員、あるいは新しく出席される委員もいらっしゃいます。また、1年ぶりの開催ということもございまして、ここで委員、事務局からご所属とお名前を自己紹介していただきたいというふうに思います。

それでは、まず石黒委員から、恐縮でございますが、時計回りの順番でお願いいたします。

石黒委員 私は、岐阜大学の教授をしております。石黒です。専門は、獣医、公衆衛生です。よろしくお願いいたします。

大木委員 消費科学連合会の大木でございます。よろしくお願いいたします。

神田委員 全国消団連の神田です。よろしくお願いいたします。

駒谷委員 私は、北海道で農業をしております畜産関係、野菜、穀物などをつくっております。よろしくお願いいたします。

田中委員 大阪学院大学、田中でございます。専門は、社会心理学でございます。よろしくお願いいたします。

長谷川委員 長谷川と申します。消費生活アドバイザーをしておりますけれども、専門は主婦でございます。よろしくお願いいたします。

宮地委員 イオン株式会社の宮地でございます。よろしくお願いいたします。

山本分科会長 それでは、事務局の方は、局長さんから順次、今度は時計と反対回りに、それぞれ自己紹介をお願いいたします。

町田消費・安全局長 改めまして町田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

貝谷審議官 消費・安全局担当審議官でございます。貝谷と申します。よろしくどうぞお願いを申し上げます。

小林審議官 同しく消費・安全局審議官の小林でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

杉浦畜水産安全管理課長 畜水産安全管理課長の杉浦でございます。よろしくお願いいたします。

別所植物防疫課長 4月から植物防疫課長をさせていただいております別所と申します。よろしくお願いいたします。

姫田動物衛生課長 8月から動物衛生課長をしております。姫田でございます。以前情報官をしております。よろしくお願いいたします。

原田参事官 同しく8月から参事官になりました原田です。よろしくお願いいたします。

引地消費者情報官 消費者情報官の引地でございます。よろしくお願いいたします。

南野厚生労働省食品安全部企画情報課長 厚生労働省の食品安全部企画情報課長をしております南野と申します。よろしくお願いいたします。

嘉多山農産安全管理課長 農産安全管理課長の嘉多山でございます。よろしくお願いいたします。

水田表示・規格課長 表示・規格課長の水田と申します。食品の表示とJASマークを担当しております。どうぞよろしくお願いいたします。

小川国際基準課長 国際基準課長の小川でございます。よろしくお願いいたします。

小風総務課長 8月から総務課長をしております。小風でございます。よろしくお願いいたします。

山田消費・安全政策課長 改めまして、昨年から引き続いて事務局をいたしております。消費・安全政策課長の山田でございます。

山本分科会長 最後になりましたけれども、私は山本と申します。大学では民法、消費者法を教えております。この消費・安全分科会開設以来座長を務めさせていただいております。どうぞ委員の皆様よろしくご協力のほど、改めてお願い申し上げます。

引き続きまして、資料の確認を事務局からお願いいたします。

山田消費・安全政策課長 資料の確認でございますけれども、お配りしているファイルの中から配付資料一覧というものをごらんください。2枚目ぐらいにあるかと思います。

その中に資料1から資料6 - 1、2までございますけれども、かなりたくさんになっておりますけれども、中をごらんいただきまして、もし何か抜けているということがございましたら、事務局の方にお申し出くださいませ。直ちにお席の方に持っていくようにいたします。

よろしく申し上げます。

山本分科会長 どうもありがとうございました。

本日の議事の進行でございますが、お手元にまいっております資料ナンバーに沿って資料2「消費・安全局設置から3年間の主な取組と今後の課題」、資料3「平成19年度消費・安全局予算概算要求の重点事項」、資料4「家畜衛生部会等の審議状況」、資料5「国際基準課の設置について」の各資料につきましてそれぞれ事務局の方からご報告をいただきたいと思っております。

これが最初のパートでございますが、後半のパートにおきましては、消費・安全局の業務に関わる情報提供をテーマといたしまして、意見交換をしたいというふうに考えております。

なお、本日の会議は16時までを予定しております。議事進行につきましては、委員の皆様のご協力をお願い申し上げます。

では、早速ですが、資料2「消費・安全局設置から3年間の主な取組と今後の課題」及び資料3「平成19年度消費・安全局予算概算要求の重点事項」につきまして、続けて説明をお願いいたします。

小風総務課長 それでは、私の方から資料2と資料3でご説明させていただきます。資料2の方が消費・安全局設置から3年間の主な取組と今後の課題ということでございます。

ちょっと資料の中にもう1つ小さいポケットに入れられるような消費・安全局の役割という資料がございます。これは消費・安全局の役割を基本理念とそれから目標というものを掲げて、こういうふうに職員が持って常に意識をしているということで作られたものであります。ここに消費・安全局の目標というのが後ろに5項目ほど掲げております。このようなそれぞれの目標に従って、どのような考え方で取り組んでいるかということ資料2の方でおまとめさせていただいております。そちらの方をちょっと説明させていただきます。

今この5項目ありますけれども、今1つ加えまして、6項目によって整理させていただいております。

最初の項目が、農場から食卓までのリスク管理の徹底を通じた食品の安全性の確保ということでございます。

最初の(1)がありますけれども、リスク管理を推進するために今まで3年間、リスク管理の標準手順書、これは昨年の夏につくったわけでございます。これを実際に進めていくということで、リスク管理支援チーム、こういうものを設置いたしまして、リスク管理検討会、これに消費者の方、事業者の方も入っていただきまして、作業を進めてリスク管理を行うべきリストをつくっているというところでございます。

今後の取組課題ですけれども、汚染実態の調査を実施して、リスク管理型研究を進めていくと。そういうことによりまして着実に進めていくということが、さらに標準手順書に基づいて、その意思決定に反映させていくということが今後の取組課題ということで整理させていただきました。

(2)の食品安全確保措置の検討と実施ということで、有害物質ごとに対策チームというものも設けまして、検討実施をしてきておりました。昨年17年の11月以降は、リスク管理支援チーム、局内のリスク管理担当で構成しておりますけれども、こういうもので対応してきております。今後は、カドミウムの国内基準の見直しなど関係機関とも調整しまして、品目別の対策を推進する必要があるというふうに考えております。

それから、2つ目ですけれども、農薬なり肥料についても消費・安全局が法律を所管しているわけですけれども、この法律に基づいて生産資材の適正な使用を推進している。指導、あるいは取締りということをやってきたわけでありまして。ポジティブリスト制度が導入されまして、それについていろいろ周知活動ということも今まで一生懸命やってきておりますが、今後さらに生産資材の適正使用、あるいは飛散防止の低減、飛散の低減、こういうものに向けた指導を実施していくということが課題だと考えております。

それから、産地の食品安全GAPについては、平成17年4月にマニュアルを公表しておりますけれども、こういうものをさらに普及・推進していくと同時に、その国際水準にも対応し得るようなレベルアップを図っていくというふうに考えております。

畜産関係では、その飼養衛生管理基準というものをつくって、これは家畜衛生分科会の方でつくって、こういうものに基づいたガイドラインをさらに進めていくということも課題であるというふうに考えております。

2ページ目をおめくりいただきますが、家畜や農作物の病気や害虫のまん延防止対策ということですが、家畜防疫について、国内とあるいは水際、両方で対処する必要があるということでございます。

家畜伝染予防法に基づくものにつきましては、特定家畜伝染病防疫指針というものをそれぞれ病気ごとにつくっておりますけれども、さらに高病原性鳥インフルエンザ、BSE対策というものも引き続き万全な対策をとっていく必要があると思います。

水産物防疫対策についてもコイヘルペスというものも引き続き法律に基づいた措置を取って行くということでございます。

それから、3ページ目ですけれども、植物防疫体制、これも国内外の防疫措置というものが

必要ですけれども、病害虫まん延防止対策ということでは、総合的病害虫・雑草管理、I P M の実践指針、こういうものをつくったわけですけれども、さらに定着工程管理表を作って、普及推進を図っていくということが必要だと考えております。

同時に植物検疫についても検疫体制を確定していく必要があるというふうに考えております。

それから、3番目がW T O / S P S協定の遵守と国際的な議論への参画ということでございます。また別途説明いたしますけれども、8月1日に国際基準課というものを設置いたしまして、国際的な議論へ参加を図って行く、わが国の主張を国際基準などに反映させるということを目指すということを進めていきたいというふうに考えております。

それから、次の4ページ目でございますけれども、食品表示の適正化等による消費者の信頼の確保ということでございます。

J A S法に基づく規格基準の設定というものをやっておりますけれども、本年10月からは加工食品の原料原産地の対象を拡大するというので、法律改正の必要な手続きを進めてきております。さらに、その品質表示基準について情勢の変化に的確に対応していくために見直しをやっていく、あるいは特色ある生産情報公表J A Sであるとか、品目拡大、流通J A Sの規格など、新たなニーズに対応した規格、制定の推進ということも課題だというふうに考えております。

それから、監視・指導の徹底ということでは、引き続きJ A S法に基づく厳正な措置、あるいは地方農政局の農政事務所による指導、あるいは委託をしておりますけれども、「食品表示ウォッチャー」、こういう方のご協力を得て、監視を引き続き実施していくということが必要だというふうに考えております。

(3)のトレーサビリティ・システムでは、牛肉トレーサビリティ法というものがございますので、それに基づくもの、あるいはそれ以外の品目、食品についてはトレーサビリティ・システムを活用していくということも課題だというふうに考えております。

5ページ目ですけれども、消費者をはじめとした関係者と情報・意見の交換と施策への反映、これは後半の部分でまたご議論いただくことになろうかと思っておりますけれども、意見交換の実施ということでは、食品に関するリスクコミュニケーション、これは今年の8月までに、26テーマ、244回開催してきております。あるいは、本省、地方の農政局のホームページ、あるいは「食品安全エクスプレス」、配信数が1万5,000余ということですが、こういうもので情報を提供しております。今後は、施策の課題の特性に応じた的確な情報、意見交換の方法をさらに検討改善する必要があるかと検討しております。

あるいは、リスク管理者のコミュニケーション能力の向上であるとか、あるいはそれに関する専門家を育成していく、こういうことが課題であろうというふうに考えております。

6番目が、望ましい食生活の実現に向けた食育の推進というところでございます。

これは、食育基本法が平成17年にでき、今年の3月に基本計画がつくられたわけでありましてけれども、現在「食事バランスガイド」、去年の夏につくっておりますけれども、それに基づいて、「日本型食生活」の普及、そういうものを進めてきております。

(2)の方の、さらにそういう食育、食品安全に関するわかりやすい情報を提供するというところで、食中毒に関する情報というのは、ホームページで提供させていただいておりますけれども、さらにそういうものをもっとわかりやすく、世代別に分け、キッズ向け、保護者向け、こういうものに分けたホームページによる情報提供、あるいは農政局、あるいは農政事務所の出前講座、出張講座、こういうものでできるようなテキストブックをつくっていききたいと、そういうことも考えております。

これが今までの3年間の主な取組と今後の課題というものを整理させていただいたものでございます。

引き続きまして、予算の資料をちょっとご説明させていただきます。資料3でございます。

最初の紙には今の大きな柱の課題に従って、新しい19年度の概算要求をいたしましたけれども、主な新規の事業を掲げさせていただきました。若干、この表から説明させていただきますと、最初の食品安全の確保というところでは、有害化学物質に加えて、さらに有害微生物についても分析調査を進めるということで、予算拡充をお願いしております。

それから、国際基準のC o d e xの調査関係ということの活動費も新たに要求させていただいております。

そのほか、食品安全G A Pの推進に費用な経費、あるいは農薬の適正使用方法、飛散低減対策というものについても支援するものも要求させていただいております。

それから、動植物検疫体制の強化ということでは、牛肉等の対日輸出施設の査察等、輸出国実態調査の強化ということも拡充させていただいております。こういうものによりまして、国内、あるいは水際の検疫体制を強化していきたいというふうに考えております。

消費者の信頼の確保というところでは、J A S規格の検討、あるいは監視・指導、啓発というもの。あるいはトレーサビリティに関しましては、食の安全・安心システム開発事業、あるいは牛肉のトレーサビリティ制度の信頼性を確保できるようなシステムの更新に必要な経費というものも要求させていただいております。



それから、食育の推進のところでは、「食事バランスガイド」、あるいは地域におけるバランスガイドの普及・推進というものも活用していきたいというふうに考えております。

それから、この資料を1枚おめくりいただきますと、2枚目にそれらの、今のところご説明したのは、大体新規の事業の項目を若干挙げさせていただきましたが、全体の姿というのをちょっとまとめさせていただいております。

消費・安全局の全体の概算要求、左の端にありますけれども、436億円ということで、要求させていただいております。これは省全体の概算要求3兆円余ということで、全体から見ると1.4%と非常にちょっと少ない額でございますけれども、その中でもいろいろ頑張っているということでございます。

先ほどの項目別にちょっと集計を若干してみますと、食の安全で言えば、30億円ぐらいかなと。あるいは伝染病のまん延防止ということでは、先ほどの伝染病予防対策、あるいは家畜衛生対策というほかに、動物検疫所あるいは植物検疫所にもそれぞれ経費を計上しておりますので、それらを合わせますと大体220億円余ぐらいになるというふうに考えております。

消費者の信頼の確保ということでは、トレーサビリティのシステムなり、表示の適正化ということを掲げさせております。

それから、食育の推進では、にっぽん食育推進事業ということで、41億円ということでございます。

そのほかのところに、それぞれ、国から県に対するいろいろ横断的に使うことができますけれども、交付金が27億円、それから消費・安全局の関連する検定3法人と申しておりますが、独立行政法人ということで、3機関ございます。それぞれ消費技術センターなり、肥飼料検査所、農薬検査所というところがそれぞれの安全に関する検定なり、検査という業務を行っておりますけれども、これも80億円余ということ、それぞれの経費に入っております。

局全体の予算を大体整理して、概算するとこのような形になるのかなということで整理させていただいております。

それから、後の3ページ目からは、今のところと重複いたしますけれども、大体新規、拡充の基本的な補助金、あるいは委託費というものについて重点事項として入っておるものでございます。先ほど申し上げた3法人にかかるものなり、動物検疫所に直接かかるようなものが若干ちょっと抜けておりますので、数字が前後しておりますけれども、こちらに掲げました重点事項は、主に、補助金なり委託費のものも掲げさせております。

それから、一番最後の、この資料の12ページ、13ページに、政策評価ということで、それぞ

れ農林水産省の中で、各年の予算なりに基づくいろいろな政策的な項について評価、17年度の施策はどうであったかということ各局で自己評価をまずして、それがさらに農林政策評価会でご議論いただいたものでございます。

政策分野としては、消費・安全局のところは食の安全及び消費者の信頼の確保、あるいは望ましい食生活の実現に向けた食育の推進ということで、政策分野は括られております。

当面重点的に取り組むべき課題ということで、指標・目標/評価の視点ということで、それぞれ例えばリスク管理措置によって、国産農産物などの汚染の恐れのある有害要因の摂取を国民の健康に影響のない程度に抑制しているかどうか。こういうような課題が整理されています。定性的な目標、の部分ですけれども、あるいは、定量的な目的を掲げて、それがどの程度達成されているかというものを評価するものであります。

その評価が右にありますけれども、概ね目標を達成している、あるいは目標達成している、あるいはAと、下にちょっとございますけれども、評価は概ね有効であるというような、そういう評価をいただいております。

その次の13ページの方に、その政策評価、今年の7月にそれをご議論いただいたわけですが、概算要求を行うに当たっては、どういう政策評価を行っているかということをもとめさせていただきます。

所見のところですが、目標を達しているものの、国民の健康への影響を未然に防止することは重要な課題である。今後とも科学的原則に基づいた効果的なリスク管理措置の実施を継続することが必要である、という所見がまとめられております。こういうものを踏まえまして、健康への悪影響を未然に防止すると、生産現場から食卓まで通じた食品の安全を確保する取り組みを進めていくということで、科学的原則に基づいてリスクを予測し、有害要因の性質や問題の発生過程に即した方針・対策を決定するという、新しい概算要求をまとめさせていただきました。

下にちょっとありますけれども、例えばアのところがございますけれども、有害微生物の汚染実態調査を実施している。あるいはイのところがございますけれども、土壌汚染、カドミウムに対する土壌洗浄技術の評価を行う。あるいは農作物中に含まれる低減技術の確立に向けた取り組みを推進する。こういうものをいただいておりますので、これに基づいた概算要求をしているということでございます。

私からの説明は以上でございます。

山本分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明を受けまして、委員の皆様からご質問、ご意見をいただきたいと思ひます。どうぞどの分野でもお気づきの点がございましたら、ぜひご発言をお願いしたいと思ひます。いかがでしょうか。

神田委員、お願いします。

神田委員 資料2の方ですね、1つ目が1ページ目にあります(2)のカドミウムのところですが、今後の取組みと課題のところ、もうちょっとご説明をしてほしかったのは、汚染地域指定に関する関係部局との調整というのなんですね。これがどういうことを言っているのかということを知りたいと思ひます。

それから、その下にありますポジティブリスト制度の周知を図ると、今後の課題のところにも入っておりますけれども、今いろいろこれが5月に導入されるに当たって、生産者のところでもいろいろな声があったと思ひますけれども、その後そういった心配だとか、何とかという声はどのようになっていますかということ、周知を図るといふんですが、周知は多分しているんだろうと思ひますが、この周知という中身がどういうことをおっしゃっているのかなと思ひます。

それから、次のページのところですけれども、これは予算との絡みになると思ひますが、例えば動物検疫体制の強化というのが、3年間の主なところでありまして、右の方の今後の取組のところにも、引き続きこういったことを強化していくんだという、強化、強化という言葉を使っています。そのときの強化というのは、予算を見ますと、あまり増えていないので、全然、強化というのは、さらに強化という意味なのか、その辺が予算の方で説明いただいたところと照らし合わせますと、強化と言えるのか。そういう意味では具体的にこの予算をちょっと増やした分について、何をどのようにどう強化できる数字と見込んで、この数字を出したのかということをお聞きできればと思ひます。

それから、幾つかまとめて、この資料2の一番最後のページ、5のところになりますけれども、ちょっとイメージがわからないので、もう少し説明していただきたいんですが、一番上のリスク管理者のリスクコミュニケーション能力の養成というのはわかりますが、及びそれを支援するリスクコミュニケーション専門家、それを支援するといふ、それといふのは能力養成をする、そのことの支援なのか、ちょっとイメージをもう少し見えるようにしていただきたいと思ひます。以上です。

山本分科会長 それでは、3点にわたってご質問がありましたので、これは事務局の方からお答えをお願いします。

嘉多山農産安全管理課長 まず最初に、カドミウムの件でございますが、汚染地域の指定というのは、これは環境省と私どもの方で、農地の土壌汚染の防止に関する法律というものを持っておりまして、当然食品衛生法での国内基準の見直しというものが順次行われていくとなれば、汚染地域の指定について、法律に基づいてまた見直しをしなければいけない。あるいは場合によっては調査をするという必要がありますので、その進め方といったものについて環境省と主にご相談をするということになりますので、むしろ基準を見直した後の対策についてどのようにしていくかという概要を相談するということでございます。

それから、ポジティブリスト制度についてでございますけれども、現在のところ、生産現場でもかなり指導をしておりますし、相談窓口なども設けておりますので、大分一先懸命現場では基本的には適正使用と、飛散を少し注意しようということと、それから中心になっているのはやはり基準をちゃんとしようということが大分進んでいるというふうには聞いております。

ただ、いずれにしてもなかなか自分だけで制御できるというものではございませんので、今後とも技術的な問題がいろいろ出てまいりますので、関係のところ、私どももそうですし、関係の研究所とか、農薬検査所、それから生産者団体、それから農薬のメーカー等含めまして、今後出てくるいろいろな技術的な問題に対応できるように、チームを組んで、専門家が集まって支援をしていきたいというふうに思っております。

山本分科会長 続いて、動物衛生課長さんの方から。

姫田動物衛生課長 動物検疫対象の強化でございますが、1つはまず事務的にはそれぞれの国ときちんと検疫条件を確認して、衛生条件を交換していくということをしっかりやっていくということです。体制的には、今動物検疫所の職員320人ぐらいおりますが、年々増やしております、今年も10人程度、人員増を要求しているところでございます。

事務費ということで、要求していますけれども、資料3のところに動植物の輸入、検疫体制の強化というようなことで、牛肉などの対日輸出施設の査察と輸出国の実態把握の強化ということで、小さいのでちょっとわかりませんが、0.9億円が1.1億円と、2,000万円ほど、これはいわゆる海外の出張の旅費とかそういうことでございますけれども、そういうものを行っています。具体的には、やはり人員を増やすということで、海外から来る検疫対象物が増えるというようなこと、それからいろいろ新しい空港とか増えてきますので、そういうことに対する対応をしてみたいと考えております。

山本分科会長 最後の項目は、消費者情報官ですか。

引地消費者情報官 リスク管理者のコミュニケーション能力の養成というのは、例えば私ど

も農水省消費・安全局の各原課がございます。原課が中心となってリスクコミュニケーションを主催してやるわけですが、そのときいろいろ資料をつくったり、あるいは説明したりするに当たって、関係者とうまくコミュニケーションがやれるような能力を養成するというようなことは前段の話でございます。

後段のそれを支援するというのは、各原課の担当者を簡単に言えば、教える先生を養成すると。というのは私どもの消費者情報官のところ、リスクコミュニケーションのやり方を一生懸命勉強しまして、ある意味専門家を私どものところで養成し、その専門家が各原課の担当者にいる教えるというような考え方でございます。よろしゅうございますでしょうか。生徒と先生の関係でございます。

山本分科会長 ほかに何かご質問、ご意見ございますか。

長谷川委員。

長谷川委員 3ページ目なんですけれども、WTO/SPS委員会に、主張を国際基準等に反映させることを目指す、ということがありまして、今まで反映させていなかったのか、改めて思ってしまったわけなんですけれども、私ども、知り得る情報は非常に少なく、例えば新聞情報なんかで見ましても、わが国の食料政策ですとか、食の安全政策について、主義主張がちょっと見えてきていないなというふうに思っていたので、ここは頼もしいなと思うんですけれども、具体的には近い将来、どのようなことを反映させていこうと考えられているのか、カドミウムというのが挙がっておりますけれども、そのほかにどんなことが考えられているのかをお聞きしたいと思います。

山本分科会長 これは国際会議なのでなかなか難しいこともあるかと思いますが、その辺も含めてお答えいただけますか。

小川国際基準課長 国際基準課長の小川でございます。

後ほど資料の方で説明しようと思ったのですが、まとめて今説明してもよろしゅうございますか。

山本分科会長 それは資料で申しますと何番になりますか。

小川国際基準課長 あと4と5が残っております。

山本分科会長 長谷川委員、別途資料を用意しておられるということなので、場合によりましたらそこでまとめて説明いただき、再度何かございましたら。

小川国際基準課長 あるいは、今ここで5も合わせて、バックグラウンドを踏まえて説明をした方がいいのかと思いますので、今のご質問に。

山本分科会長 じゃ、簡潔にお答えください。資料5というのは長い資料ですか。

小川国際基準課長 いえ、1枚だけです。

山本分科会長 ああ、そうですか。じゃ、まとめてここでお願いします。

小川国際基準課長 いただきましたご質問にお答えするということで、資料5のホチキスで止まっている2枚の紙と、消費・安全局の冒頭に引用がありました役割という小さなリーフレットがあると思います。入口から入りますと、消費・安全局の基本理念というのがありまして、このセカンドパラグラフの2段落目ですけれども、消費・安全局は科学的な根拠に基づき、国際基準に沿って、リスク分析の考え方に従い、これらの施策を実施します。

総務課長の予算の説明でもあったと思うのですけれども、やたら国際基準という言葉がたくさん出てくるわけです。ご指摘いただいたように国際基準というものは、実は、最初からあるのではなくて、つくられていっているものです。そこに今までちゃんと意見を言っていなかったのかということで、どちらだったのですかと問われれば、ない方だと思います。

歴史的に申し上げれば、資料5のページでまいりますと1のSPS協定というのは、これは1995年1月から施行されているんですけれども、それ以降10年間の取組みというのは、Code x、OIE、IPPC、それぞれ食品、動物、植物ですけれども、国際基準というものを作成する機関がちゃんと明確化されて、取組みを行っている。その中において、むしろ積極的に反映させていくというよりは、二国間で話し合うという方を重視したというのがやはり現実問題としてあろうかと思います。

それから、国際基準というものの位置づけはどんどん強化されておって、この5の2に書いてございますように、皆さんご存じのHACCP、ハシップであるとか、有機農産物、よくオーガニックというのもこれも国際基準に従って動いているものです。

それから、その下ではいろいろな人が共同してこれらの国際基準設定機関が協力して、食肉衛生規範をつくり、トレーサビリティもこれは実は今年の5月にOIEでできて、7月にCode xで、両方同じように協力してつくっていています。それぞれ国際基準ができています。

それから、来年以降で申し上げれば、OIEもCode xも抗菌薬剤耐性の取組みをすることを決めております。したがって、こういったつくるところに積極的に意見を出していかなければいけない。

先ほど、ご意見いただいたように、要は山田課長のご指導のもと、Code xでカドミをやったようなことをやっていくと。そこで今後出てくる例だけでも、来年以降抗菌薬剤耐性等をやっていくわけですから、そういうところにしっかりとインプットしていかなければいけない

と。

端的に言いますと、もう一回消費・安全局の役割の基本理念の2のセカンドパラグラフで申し上げますと、その消費・安全局は科学的な根拠に基づき、リスク分析の考え方に従って、国際基準設定機関の活動に参加していきますということが今後やっていくことになるかと思えます。

あと蛇足でもう一個だけですけれども、先ほど総務課長の予算の説明で、省の1.4%というふうにご紹介あったんですけれども、例えばお金はないんですけれども、組織面で言いますと、消費・安全局というのは3年間で2つ課が増えています。去年は畜水産管理課に、今年は国際基準課でございます。実は、役所というのは課を減らすのは自由ですけれども、増やすことができません。したがって、消費・安全局の課を2つ作るために、農林水産省として2つの課をつぶしています。したがって、金ではなくて、もっと知恵の方に頼っている局ではないかというふうに思っております。以上でございます。

山本分科会長 課長の方からお一言。

山田消費・安全政策課長 少々、C o d e x絡みの、直接的なお答えになるかどうかわかりませんが、させていただきたいと思えます。

ここに書いてありますように、C o d e xの規格というのは、科学的な根拠に則ってつくられています。ほかのところはともかくとして、私が自分が関係したのはC o d e xなんですけれども、「こういうことをされては困る」とか「こうしてほしい」と言っても、科学的な根拠がなければ通らないわけです。

実は、私どもはサーベイランスなどをしまして、化学物質、汚染物質、有害微生物の実態調査をするのも、ただとにかく今までみたいに、測ったらいいやではなくて、国際的な組織に出しても、ちゃんと科学的に立場を守れるというレベルの分析結果を出してもらおうということを要件にして、当然国内の実態が安全と言えるかどうかということ、そしてもし安全でなければリスク管理措置を考えるということプラスC o d e xに出しても、ヨーロッパ、アメリカにしても、「そうだよ、日本で言っていることは正しいよね。」と言って、日本の実態を反映した規格基準ができるようにという、1粒を3回使うというか、きっちりとしたデータがない限り、意見は通りませんから、そういうことも考えて、こういう統一的に科学的に実態調査をする予算というのもお願いしているわけです。

山本分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、先ほど、田中委員からもちょっと手が挙がっておりましたので、ご発言をお願い

します。時間の関係もございますので、なるべく簡潔にお願いいたします。

田中委員 資料2の5ページの5番目に、消費者をはじめとした関係者との情報・意見の交換と施策への反映と書いてありますが、政策にどのように国民の意見、あるいは意見交換会、リスクコミュニケーションで行われたことが反映されるのかということ、国民も大変関心を持っていると思います。ただ単に国の手続き上のために利用されてしまうのではないかとか、いくら言ってもどうせ政策に反映されないんじゃないかというような形で、自分がいくら意見を言っても、それがどれだけ政策に反映されているんだろうかということ、疑問に思っている国民もいると思いますが、この点は、何か明文化するとか、もう少し重視するというようなことを表明する、というようなことをお考えなんですか。

山本分科会長 これは消費者情報官の方から。

引地消費者情報官 改めて明文化するというよりも我々のリスクコミュニケーションの目的そのものが、関係者にいろいろ食品の安全に関する情報をお知らせしてよく理解してもらうということと、最終的には施策の反映ということ。なお、すべて消費者の、あるいは関係者のご意見が万度に反映されるという、これは実態上は不可能だと思います。

確かに、関係者のあるいは消費者の方々から十分に意見の反映がなされていないというご批判もいただいておりますし、我々それは真摯に受け止めているつもりでございますが、例で申し上げますと、昨年OIEという国際機関に日本からの意見を申し上げるといときに、消費者の皆さん、それから事業者の皆さん、それから学識研究者の方々に集まっていただいて、原案は私どもで出しますけれども、十分に意見交換をさせていただいて、それで一定の方向づけ、考え方が示されたので、それにのっとって国際機関に提案をしているという意味で、私どもは意見が反映されているというふうに思っております。

それから、この間、リスクコミュニケーションで機会が多かったのが、BSEに係る問題、それからアメリカの牛肉問題でございます。これについては消費者の方から十分な消費者の意見の反映がなされていないというご批判をいただいたのも事実でございます。私どもは、例えば4月に、リスクコミュニケーションを全国10カ所でそれぞれ実施しておりますが、関係者の皆さんからいただいた意見をベースに米国政府当局と交渉して、日本の考え方、やり方ということについて次のリスクコミュニケーションで提案をさせていただいて、実施に踏み切ったという件がございます。すべて万度にということにはいきませんが、この3年間のリスクコミュニケーションとしては、私どもとしては少なからずそういった施策の反映というところに関係者の意見が取り入れられるように、少しずつステップバイステップ、ケースバイケース



で、頑張っているところでございます。

ちょっと長くなりましたが以上でございます。

山本分科会長 神田委員、お願いします。本件は、後半のパートもたっぷり時間をとってございますので、ぜひこの場でという範囲に限ってよろしくをお願いします。

神田委員 今との関係です。今、引地さんの方からは明文化しないというふうにおっしゃった……。ごめんなさい、この目標のところに書いてあるんですね。4のところに、関係者との情報・意見の交換と施策への反映というのが、局の目標ということになっております。ということが、これの扱いがどういうことなのかということになると思うんですけれども、私たちは意見を出したものが、もちろん全部言うことを聞けという意味では全くないんですね。必要なものについては反映するんだという関係であるというふうに思っていますし、ここに文章になっているというふうに思っています。

山本分科会長 どうぞ。

引地消費者情報官 今ちょっと誤解があったら、大変失礼しました。私は改めて何かの紙に、これから明文化するということとはしませんと申し上げました。私どものリスクコミュニケーションの目的そのものがここに書いてあるとおりでございます。そういう対応を今後ともしていきたいということでございます。

山本分科会長 じゃ、宮地委員、お願いします。

宮地委員 資料2の2ページの新型インフルエンザについて、新型インフルエンザについては、いろいろな意味で情報が広く出ていないような気がします。これは1つは、消費者向けに各省庁さんがどう調整をして出されるのかという、食品安全委員会を出していくという話なのか、リスクコミュニケーションの傍聴会等を開くのか、そういう話はもう既に来ているタイミングではないかというふうに思っています。

もう1つは、養鶏業者等にどういう情報を出していくのかと。前回の鳥インフルエンザのときにまさに眠るように死んでいるという話がございましたけれども、それは既に山口のときからその問題はあったというふうに私は伺っています。でも、今回のときまで、それは表に出てこなかったということで、やはり情報というのは、養鶏業者に対してもそれぞれ素早く出すべきだろうというふうに思いますので、2つの情報の流れをどういうふうにしていくのかということをお聞きしたいというふうに思います。

山本分科会長 姫田さん、どうぞ。

姫田動物衛生課長 まず、「新型インフルエンザ対策行動計画」というのは、むしろいわゆ

る人から人に移るようになった場合ということも含めて考えております。

ですから、昔のスペインかぜの流行とか、そういうことを踏まえての考え方でございます。例えば、そういうことも踏まえて、19省庁が集まって、この間もちょっとしか新聞に載らなかったんですけども、いいことをやるとあまり新聞に載らないんですけども、全省庁で机上訓練をやるよ。もし、海外で人から人に移るような状況になった場合にどうするかという机上訓練をやったりというようなことをやっております。それは、内閣府のホームページにも、あるいはプレスリリースもした次第でございます。

一方で、今おっしゃった話は、高病原性鳥インフルエンザの話だと考えております。それにつきましては、この後、資料を読んで説明する予定でございますけれども、1つは、まず高病原性鳥インフルエンザについては、私どものホームページ、あるいは感染症研究所のホームページ、あるいは動物衛生研究所のホームページで具体的なQ & Aとかも出させていただいているところでございますし、また、いわゆる生産者に対しては、1つは高病原性鳥インフルエンザの防疫指針というものをまとめまして、それを家畜保健衛生所とか、そういうところを通じて指導しております。

むしろ例えば京都の件につきましても、どちらかと言うとわかっていてやっているというか、わからなかったということではなくて、むしろ山口の場合は本当にわからなかった状況の中で、非常に獣医さんが、あるいは農家の方が疑ってくださって長い間起こってなかったことをやれたと思っておりますし、その後についてはこういうような指針で積極的に周知徹底を図っているところでございます。

また、ちょっと資料4のことになっておりますけれども、この後も、いわゆる茨城のような高病原性であって、弱毒性のものについて発生いたしましたので、こういうことを含めて指針の改訂なども今現在やっている最中でございます。そういう意味では、1つは鳥インフルエンザ、高病原性鳥インフルエンザについては、いわゆる生産者に対して周知徹底を図っていく、これは家保とかそういう組織を通じて周知徹底を図っていくということ、もう1つは、私ども農水省だけということではなくて、むしろ全省庁、関係省庁全部集まって政府としてそういう対策を今後練っていくということにしているところでございます。

山本分科会長 それでは、時間の関係もございまして、今話題に出ました資料4の家畜衛生部会等の審議状況についてご説明をお願いしまして、それでなおまたご質問、ご意見がありましたら承りたいというふうに思います。

じゃ、姫田課長、引き続きよろしく申し上げます。

姫田動物衛生課長 資料4でございます。1枚紙で、下に書いてありますように、前回の消費・安全分科会が開催された以降のこの分科会の下にあります、家畜衛生部会などの審議状況についてお話しさせていただきます。

一番上を飛ばしまして、16回の家きん疾病小委員会からですけれども、17年6月にH5N2型の高病原性で弱毒性の鳥インフルエンザが起こったことを踏まえまして、16回から20回まで合わせて5回の家きん疾病小委員会を開催しております。その中で、いわゆる感染経路の究明チームの調査の状況とかということで、17回のとときに感染経路究明チームの中間報告のご報告をしております。この報告につきましては、この後、このときは31例目まででございましたので、32例目以降についてもデータを入れて、この後取りまとめてまいりたいと考えているところでございます。

それから、それぞれの家きん疾病小委員会では、そのとき、そのときの茨城を中心とした防疫体制の対応について専門家の先生方からご議論いただいたところでございます。そういうことを受けて、リスク管理をやっていただくところでございます。

この後、先ほど申し上げたように、高病原性鳥インフルエンザ防疫指針について、高病原性弱毒性がこういうふうになることをあまり考えないでつくってございましたものですから、これを見直す方向で今検討しているところでございます。

それからあと、家畜衛生部会、これはいわゆる家きん疾病小委員会なり、プリオン病小委員会とこの分科会との間にあるところでございますが、これに豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針のご報告をいたしております。私ども、主要な豚コレラとか鳥インフルエンザとか、それから、そういうような主要な伝染病についての防疫指針を順次つくっているところでございまして、基本的な防疫、そして発生時の対応についての指針をつくって遺漏なくやれるようにしているところでございます。もちろんこれは先ほどのお話のようにありましたので、広くいわゆる家畜保健衛生所、あるいは関係者に配付しているところでございます。

それから、プリオン病小委員会で、いわゆるOIEの基準が変わりましたので、BSEの疑似患畜の範囲の見直しとか、それからリスク管理型研究についてご審議いただいたのと、あと3つ目でございますが、エコフィード、食品残渣というよりはむしろリサイクルの考え方から、食品産業、あるいは流通の中から出てくる飼料として使えるものをリサイクルして使っていくと。特に、豚、鳥が中心になりますけれども、もちろん牛も入りますので、プリオン病小委員会の方でガイドラインについてご報告しております。これにつきましては、ガイドラインをつくるに当たりまして、消費者の方々、生産者の方々、あるいは流通の方々、そして専門家の

皆さん方に入っていて、ガイドラインを作成したということで、いわゆるどうしても食品残渣の中に牛肉等も入ってまいりますので、未然にそういうことがないようにガイドラインを作成した次第でございます。

以上、簡単でございますが、ご報告に変えさせていただきます。

山本分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、家畜衛生部会等の審議状況につきまして、委員の皆様からご質問、ご意見がありましたらよろしくお願いいいたします。

特にご発言はございませんでしょうか。そういたしましたら、先ほど途中で説明等がありました資料5の国際基準課の設置につきましても、これは一応カバーしたというふうに議事を整理させていただいてよろしいでしょうか。ありがとうございます。

以上で、前半のパートが終わりましたので、ここから後半のパートであります消費・安全局の業務に関わる情報提供についての意見交換に移らせていただきます。

その趣旨につきまして、初めに山田消費・安全政策課長より説明をお願いいたします。

山田消費・安全政策課長 本消費・安全分科会と言いますのは、法定諮問事項がないということで、以前はいわゆる報告事項だけで分科会をやっていたわけですがけれども、それではせっかく来てくださっておられる委員の方々に申しわけないということで、せっかくいろいろな分野というか、各界を代表して来ていただいているので、知識、または情報の共有であるとか、または経験の共有であるとか、そういうことをしていただいて、当然、私どもが参考にさせていただくということだけではなく、皆様の中でもやはりほかのところがこんなに上手にやっているんだというようなことで参考にさせていただくというような機会をつくりたいと思ひまして、前回第6回の分科会におきましては、食品安全というものについての共通認識を持っていただくという自由討論をいたしました。

本日は、消費・安全局の業務に関わる情報提供というのがテーマなんですけれども、業務に関わるというのは、何も消費・安全局自身がやっていることということだけではなくて、例えば食品安全、動物衛生、それから植物防疫、そして消費者の信頼を獲得するにはどういう努力をしないといけないのかというようなことにつきまして、ご意見を交わしていただけたらと思うわけです。

政府だけではなくて、特にコンプライアンスとかそういうもので生産者、事業者、流通とかも含めまして、情報提供に対するニーズというのは非常に増えていると思うんですね。そのためには、一体どういう情報が欲しがられているのかということを知るだけではなく、そしてど

んなふうに出したらわかってもらえるのかということを考えるというのが政府だけではなく、いろいろな情報を出す方々において、大きな困難な点と申しますか、考えなければいけない点になっていると思います。

例えば、消費者団体の方も情報が来るのを待っておられるだけではなくて、恐らく傘下の組織とか、会員の方々にその人たちが欲しがっているデータとか情報とかをどうやって出そうかというのを考えておられると思いますし、そういうご経験の豊かな方々がおいでになっておられるということを活用いたしまして、本日は、そういうご意見を皆様の間、もちろん私どもも入らせていただきますけれども、情報、意見、知見を交わしていただいて、最終的にはもちろん私どもも書いていただいたご意見だけではなく、この会議で出たご意見も参考にさせていただきたいと思いますが、皆様の方もああいうことがやはり難しいんですねというようなこととか、またはああいうやり方をすると、私たちもうまくいくかもしれないというようなこととか、お役に立てていただければありがたく思います。

資料といたしましては、資料6 - 1にあらかじめ書面でお出しいただいたご意見というのを載せております。その後ろに、6 - 2というので、情報提供の例という難しいのも易しいのもいろいろございますけれども、パンフレットなどもいろいろつくっておりますけれども、あまり分厚くなってもお持ち帰りが大変でしょうから、ウェブサイトの中から担当課がこういう情報を出していますよというもののさわりのものとか、目次の部分というのをおつけいたしております。

ということで、これは情報交換ということですので、ざっくばらんに、何もこういうふうにやっているからうまいことっているよ、ということだけではなく、こういう困難な点があるよということでも結構でございます。

3つポイントをつくっております、それぞれのお立場でなさるとき、それからほかの政府以外の主体、例えば会社であるとか、生産者の団体であるとか、消費者の団体とか、そういうところが行う情報提供について、最後に政府が行う情報提供についてという意見交換をしていただきたいと思います。

ありがとうございます。

山本分科会長 それでは、ただいまの趣旨のご説明がありましたとおり、ここからはフリーディスカッションということで、さまざまなバックグラウンドをお持ちの委員の皆様から自由にご意見を述べていただきたいと思いますというふうに思います。

一応、この資料6で申しますと、全体がフリーディスカッションですけれども、多少の仕分

けといたしましては、それぞれご自身の立場のご経験に照らして、情報を提供している内容でありますとか、媒体について、最初の方でご発言、ご討議をいただき、その次に資料6で申しますと、3ページにございますような、政府以外のさまざまな主体による情報提供について、ご知見、ご見識をお示しいただく。さらに、委員の皆様方でご討議をいただき、そして最後に政府による情報提供について同じくご討議をいただくというような形で大まかには考えておりますので、そういうイメージでお願いしたいと思います。

それでは、まずご自身の経験に照らして、提供したい情報の内容や媒体などにつきましていろいろご発言をお願いしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

じゃ、宮地委員、お願いします。

宮地委員 ここに書いてございます、わかりやすくというのは、現実には非常にわかりにくい情報を私ども含めて出しているんだということを思っております。私ども、非常にお恥ずかしい話ですが社告をうって、お客さんにお詫びをしたこともございますが、その内容がわからないという問合せも多々ございました。誰に出すのか、受け手の側に立った言葉というのを十分に検討しなければならぬというふうに思っています。それが、私どもの情報を発信することからすれば1つです。

それから、食品安全委員会、リスクコミュニケーションも聞かせていただきましたけれども、どうしてもああいう場で聞いていますと、本来ならそこで議論をすべきだとは思いますが、結果として一方通行になっているような私は気がします。それについて、この場でお話しできるかどうかわかりませんが、リスクコミュニケーションの仕方というのが非常に大きなもう1つの課題ではないかなというふうに思っています。以上です。

山本分科会長 ありがとうございます。

ほかにございますか。ただいまのご意見を受けて、さらにご発言がございましたらよろしくお願いいいたします。

じゃ、石黒委員、お願いします。

石黒委員 ここに書いてありますように、情報提供と言いましても、情報の多さ、私たちは大学で学生に教えているんですけれども、この5年、あるいはこの10年の、この食品、あるいはその他に対する情報の多さに非常に戸惑っています。それから、もう1つは、情報の速さ、ものすごい勢いで、次から次へと情報が変わります。例えば、国内的なこともそうですし、それから海外のこともそうです。一言で情報提供といっても、要するに情報を選ばざるを得ない。この難しさを非常に感じているんですね。

確かにホームページ等で、いろいろなところで情報発信がされるんですけども、それが非情に古かったり、あるいは海外のばかりであったりしても、やはり国民の方々にはわかりづらい面がある。ですから、食品に関する情報というもの、やはりよく吟味して提供せざるを得ないというのが、僕が学生を教えていて、つくづく感じることです。

あと具体的なことはまた発言できるかと思えますけれども、情報という質的なもの、量的なもの、そんなことを少し考えざるを得ないなという気がしております。

山本分科会長 ほかにご発言ございませんか。

神田委員、何かございますか。

神田委員 今どんなことをお話ししたらいいかなと思って、ちょっと今のテーマがわかりかねているんですけども、食に関してだけではなくて、私どもいろいろなことをやっているんで、食に関しては、あまりリーフレットをつくったりとかということはないんですが、いろいろリーフレットをつくることもありますし、ホームページ、それから行政からいただいた情報というのはいち早く、食で言えば食の関係を取り組んでいる団体にファックスなり、メールなりというふうな形で、できるだけ早く送るようにということはしております。

ただ、その先が各会員のところでどういうふう to それを活用しているのかということまではまだ逆の方向、私どもがそれを情報を逆に吸い上げるといようなことがまだなかなかできておりません。これは、全体的にこれから強化していかなければならないというふうに思っておりますけれども、そんなような問題も抱えております。

山本分科会長 はい、ありがとうございました。

ほかにございますか。

駒谷委員、お願いします。

駒谷委員 私も生産者という立場から、消費者の皆さんも委員の中にいらっしゃいますので、まず実態をぜひわかってほしいなと思います。

ここに書いてあるように、特別栽培農産物と書いてあるんですけども、特別栽培にしても、有機栽培にしても、今まで農薬やなんかに頼っていた部分を何に頼るかと言うと、機械や人力に頼るんですね。

そういうことで、例えば私の場合ですと、今年は特別栽培で農産物を生産しようとしたけれども、北海道の私のところでは、5月から7月20日まで、ほとんど農地が乾くことがなかった。そういうことで本当は機械で除草をするんだったんです。ですから農薬は使ってないですね。ところが、機械が全く入れないということがずっと続いて、そしてどっちかと言うと、作物は

湿害ですし、草はその間にどんどん成長しまして、皆さんもご承知のように、農村現場では、非常に高齢化が進んで、若い労働者がいないんですね。その部分を広い農地を全部手で草を取るようにならなければならないということで、いまだにやっているんですけども、そのことによってうちの農場は今年は恐らく1,000万か1,500万の赤字になったというような状況なんです。

僕は農業法人協会の委員もしておるんですけども、皆さんとお話をするときに、法人協会の皆さんそれぞれ、消費者のニーズを考えて、消費者に合ったような生産をして、今日に至っていると思うんですけども、やはり最近の異常気象というものとそれから特別栽培農産物の農薬の使用回数だとかという表示がありますね。これをするようになってから、消費がどんどん落ちちゃって、お前、まだそんなことをやっているのかと。農場つぶれちゃうよという感じなんです。それが有機栽培は表示してありませんね、ある程度特殊な農薬は使えるんですけども、表示していない。

それから、一般栽培のものも表示はしていないんですね。特別栽培だけが農薬を何回使ったよとか、農薬の名前まで書いてあるということで、消費者の皆さん、ちょっと見ると、これだけが農薬を使ってあるというふうに見えるのかどうかわかりませんが、確実に消費が落ちてくるということで、そういう取組みをやめざるを得ないという形になってくるんですね。その辺をもう少し実態に合った、ここに書いてあるように、特別栽培についても第三者機関が認定をしているわけですから、その辺、やはり消費者が理解をして、50%以下にするということは北海道なんかは特に広くつくっている人は大変だと思います。そういう努力が報いられるような方向に検討していただきたいなということが1つあります。

それから、もう1つは、先ほどからいろいろ鳥インフルエンザだとか、BSEとかということが言われておりますけれども、その中の、僕はなぜそういうものが発生するかという原因、それには私はやはり安く農産物、畜産物を生産するために、多頭飼育をしたり、生き物は生き物としての扱い方でないような、過密な飼い方をしている、そういうことからいろいろな病気が発生するのではないかと。

だから、よく動物からの反逆だと言われておりますけれども、そういう原因を国際委員会か何かの中で、やはりきちんと発言していかないと、出てしまってから、対応するのではなくて、そういうことが発生する原因を先にやはり調べて押さえていくと。まさに、BSEなんていうのは、誰が考えたっておかしいですよ。牛という動物が肉食ではありませんから、共食いはしませんよね。でも、人間が故意的に共食いをさせたんですね。そんなことがあいう原因につながったわけですから、先ほど国際的にもきちんとものを言っていきたいと、こういうお話



ですから、それはしっかり日本としても訴えてほしいなと、こんなふうに思います。

山本分科会長 ありがとうございます。

ただいまのご発言は、制度にかかわる問題とか、いろいろなことが含まれていたと思います。神田委員、関連でご発言ですか。

じゃ、お願いします。

神田委員 消費者にわかってほしいというご発言がありました。わかってほしいと言っても消費者はやはり情報がなかったらわからないわけですよ。だから、そういった義務表示だけでは通じなくて、多分困っていらっしゃると思うので、そのわかってもらうようにするには、私は、例えば売り場での工夫だとか、いろいろな情報のあり方があると思うんですけども、その辺は、例えばどのような工夫をなさっているのかということをお聞きしたいのと、それから消費者のニーズをどういうふうにつかまえるのかという、消費者がどういう思いを持っているのか、どういう情報を欲しがっているのか、あるいはどういうものをつくってほしいと思っているのかという情報をつくる側、提供する側の方たちは、どういうふうにつかまえているのかなというふうにとときどき思うんですね。それはちょっと私たちが思っていることと、違うふうにつかまえているんじゃないかというふうに思うときに、ずれているんじゃないかというふうに思うときがあるんですけども、そういった活動というか、情報提供というのはどのようになさっているんでしょうか。

山本分科会長 駒谷委員へのお問いかけだと思いますが、何か可能な範囲でお答えいただけますでしょうか。

駒谷委員 私は、自分だけのことを言っているのではなくて、そういう協会の中でも、全国的な実態があるということをお話しているのと、それからその情報提供ということについても、やはり有機栽培農産物でしたら、有機認証機関というのがあります。特別栽培もそういうふうにあるわけですから、そこできちんと整合性の取れるようにするべきだというふうに考えます。

山本分科会長 神田委員のご発言は、生産者へということでしたが、流通の方からも何かコメントございますか。もしあればということですが。

宮地委員 今おっしゃったように、情報のあり方という話と、じゃ、どんな情報の取り方をしているんだという、その2つのご質問だったというふうに思います。

確かに、生産物に関して、お客様からの問合せが私どもにもたくさんまいります。1つは、誰に聞くかということの情報が入るという形で、私どもはフリーダイヤルを出させていただいております。

それぞれの、どこに問合せをするのかという話をすると多分、生産者の方に問合せをするよりは私ども小売業であったり、それから、そういうふうなところに今の段階では問合せが多いのではないかというふうに思います。私どももその中でもう一度、以前にさかのぼって生産者の方にお聞きをして、それについてお答えするというような形で情報は流させていただいております。

山本分科会長 さらに、議論を進めたいと思いますが、表示・規格課長の方からちょっと。

水田表示・規格課長 駒谷委員からお話がありました特別栽培農産物の表示ガイドラインの関係ですけれども、表示ガイドライン自体は、義務のものではなく、自主的な表示のルールという形でつくられたものであります。平成4年につくられて4回これまで見直しをしてきたものでありますけれども、平成15年に大きな改正をしております、基本的に化学合成農薬とか、化学肥料をその地域の慣行基準から5割以上削減したものを特別栽培農産物という形で表示をしていこうというものであります。

その際に、化学合成農薬とか化学肥料の、使ったものと使った回数等について表示としてちゃんと出していこうという形で、特別栽培農産物というふうを書くだけではなくて、使用したもの、それからその使用の回数、それをしっかりと書いていこうという形で整理をしたものであります。

当時、自主的なルールであったんですが、なかなかそこまでは守られておりませんでした、そういった表示がなかなか普及していなかったと。使った回数ですとか、使ったものというのが具体的に書かれていなかったケースが非常に多くあったこともありまして、我々としても指導の方を徹底してまいったという状況でございます。

指導を徹底した結果、書かれることが、今状況としては約9割以上、そういう表示が徹底されてきてはいるんですが、一方でやはりそういった表示をすることについてなかなか農業者の方々の取組みという意味では、面倒な部分が多い、非常に煩雑な部分が多いということもありまして、特別栽培農産物自体の流通量、販売量の方が、数字的にはないんですけれども、減少しているんじゃないかというようなお話もございます。

実は、特別栽培農産物の表示の議論については、来年度から品目横断対策、経営所得安定対策等の中で、土地、水、環境対策というもので、農業者の方々への支援をするというような対策も農政の全般の対策として行うという形になっているということ踏まえまして、先週の金曜日にこのガイドラインの見直しの検討会を行いました。そういった中でも、駒谷委員から先ほどありましたようなご議論もございましたし、そういった議論を踏まえて、表示内容を当然

きちんとしていただく、信頼性をもった形にさせていただくということは当然の前提なのですが、その中で重要な情報がきちんと伝わるような、わかりやすい簡潔な表示とするというような方向で、議論を進めていきたいというふうには考えているところでございます。

山本分科会長 駒谷委員からどうぞ。

駒谷委員 それに関連して、今自主的なルールというような形なんですけれども、私どものところでは有機農業の認証機関にお願いをしているということなんですけれども、これは自主的ではなくて、もう少しきちんと認証機関をやはり設けたらいいんじゃないでしょうか。その方が信頼性も得られるんじゃないでしょうか。

水田表示・規格課長 有機との比較で、有機の場合、非常に使える農薬とか、そういったものが限定をされております。しかもJASの認証制度の中にありますので、登録認定機関から認定を受けるといった形になりますし、チェックも非常にそういう意味では認定機関からのチェックが厳しく行われるという形になっております。

そういった中で、マークがつけられるという仕組みになっているんですが、そういった形で取り組むというのはなかなか難しい方々もいらっしゃるということもありまして、特別栽培農産物の方はそういう認証機関というものを設けているわけではありません。

ですから、自主的にきちんと表示をしていただくという形で、ガイドラインという形になっているわけございまして、こういう形の方がより農業者の方々にとっては、比較的容易に取り組んでいけるのかなということで、認証という形でなっております。ただ、県によりましては、これに準じて、認証の制度をつくっているところもございまして、認証の制度がある県で、その県の認証を受けられるという場合には、その認証という形でそちらに従っていただくという形になるかというふうに思っております。

駒谷委員 もう一度、実態としては、例えば自主的ということになると、毎年状況によっては半分以下の農薬であっても、種類が違おうというようなことになると、包装資材や何かが毎回変わるんですね、印刷するやつが。印刷も10万枚つくれば4円ぐらいでできるわけです。だけれども、数が少ないと何十円もしちゃうよというような部分もある。そういうところも実態としてあるということをご理解いただきたいと思います。

水田表示・規格課長 ご意見をいただきながら、別途またお話を伺いたいというふうに思います。

山本分科会長 きょうは、情報提供という総合テーマであります。何でも入ってきます。ただいまはある特化した、特別栽培農産物の表示の問題でございまして。それはただいま課長さん

からございましたように、駒谷委員などの問題提起も十分踏まえて、さらに検討されるということでございますので、よろしく願いいたします。

それでは、さらに、大木委員、お願いいたします。

大木委員 私も表示のことで、例えばたん白加水分解物というのが一括表示の中に入っているんですね。これがお菓子とか食肉の加工品にも、調理品などにも、とにかく幅広く使われていますけれども、果たしてこれが植物性なのか動物性なのかというのがわからない。そうするとBSEのこともあるので、やはり動物性というのはそういうことに関しては不安だという、その不安の方になってくるんですね。だからこういうところもわかりやすくという情報提供の中で、まだまだ見つけてくるとたくさんこういうのが出てくるので、私たちがただ情報提供されてもわかりにくいということの1つで、こういうことをもう少しお考えいただきたいというか、私たちがわかるようにしてもらいたいというのが1つです。

それから、今までに情報というものはたくさんいただいておりますけれども、本当に私どもの団体で情報を選んで会員さんに渡すというのが、そこでどうやっていいかという部分もあるので、どんどん、どんどん情報はいただきます。果たしてこれを渡したときにわかってもらえるかなという疑問のものもありますので、それは私たちが受けたものもわからないからということもありますけれども、これだけ流された情報が一般の会員さんのところに行ったときに、ただダーッと書いてあって、理解ができるかなという文章もありますので、そこら辺、具体的に今パッとと言われるとあれですけども、その反応、先ほど神田さんも言われたけれども、それを今度、わかったと、やっぱりこちらも聞かなければいけないわけですよね。だけれども、そこまではやっていないので、これからは本当にこういう安全のものということに関して、みんながわかるようにするためにはそのことも、消費者も含めて、考えていかなければならないものだろうと思っております。

山本分科会長 ほかに。

先ほど来出ております1つの話題は、消費者にいかにかかりやすく情報を届けるかということと、そのわかりやすさであるとか、情報を取捨選択する場合の主体、これは今は行政による情報提供については最後に意見交換をするということですが、例えば、事業者側が全部取捨選択してということで、消費者団体がそれでよろしいのかどうか。あるいは消費者側と言いますか、消費者の代表というか、消費者団体側が取捨選択して、そこで届けると、そういう機能も当然あると思います。

その辺が、食品安全のみならず消費者政策全体の昔からの課題、テーマなわけですけども、

そういう話題が多少出ているかなという感じはいたします。しかし、それにかかわらずより幅広い観点から、とりあえずご自身の経験に照らしてということですが、政府以外の主体が行う情報提供、これは事業者、消費者団体、その他もろもろ含めまして、あるいはそれぞれの専門家がどういう取組みができるかということも含めまして、さらにご発言をいただければというふうに思います。

いかがでございましょうか。

田名委員。

田中委員 大分観点が違ってしまって、大変申しわけないのですが、情報の効果を持つという点で、政策がうまく遂行できるかというようなことに関しましても、国民の信頼をいかに得るかが、まず大事だと思います。

それでは、国民の信頼を得るための情報提供というのはどういうものかと言いますと、これはなかなか難しいのですが、例えば1つは、リスクに関する情報をきちんと流す。農政とも関係している団体でも少し調査関係の委員をしておりますが、そこで国民に対して情報提供をしようというときに、ちょっと原案を聞きましたら、ほとんどリスクのことについては何も触れていないというようなことがありました。

お話を聞くとよくわかりまして、技術者の立場から言うと、確かにこれはリスクとは言えない。例えば、これはほかの方法と比べてリスクとは言えないと、私はよくわかるのですが、国民から見ると、でも何か違うんじゃないのと感じて、何か不安なところがある。これまで他の技術でも大丈夫だと言っておきながら、何かあったではないかというふうなことで、リスクの情報を聞きたがっております。

ですから、そういうものについては、技術者の方ではこれはリスクではないというふうに思っているかもしれないかもしれませんが、やはりそれを積極的に出して、それでどのようにリスクをマネジメントしようとしているのかをきちんと行って、国民に伝えることも重要なと思います。

それから、私は心理学点からいろいろ研究をしているのですが、いろいろ研究をしていますと、一般の国民といわゆる技術者の間で、多少価値観が違うのではないかという点を感じることもございます。もちろん説明をしてわかるものもあります。でも、ちょっとやっぱり価値観が違うかなというふうに感じる場所がありまして、その点については、価値観の違いをどう埋めるかと、非常に難しい問題なんです。少なくとも国民の素朴な不安感等にも配慮するというような情報提供の仕方、あるいは科学的にはそれは必要ないのだけれども、国民の心理的

な不安を考えれば、あまり技術的には必要ないけれども、やはりやる必要があるんじゃないかとすら感じる場合がございます。

そういうわけで、国民の不安、あるいは心理的な部分に少し配慮した情報提供というものも必要かなと考えております。

あと、そのように価値観が違うと言いましても、例えば技術者の人でも、政府の職員の方々でも、何のためにそういう施策をするのかということ突き詰めて考えますと、多分国民の価値や究極的な目的とそれほど違わないのではないかと、というふうに考えるところもあります。

これはもちろん社会をよくすることは個人をよくすることにもつながりますし、国民の健康とか、生活の向上につながるという、最終的な目的はそんなに違わない部分もあるのではないかと。そういう部分を国の方も、少し国民にわかっていただく努力をしてみたいかなというように少し感じております。以上です。

山本分科会長 それでは、いろいろ手が挙がっておりますが、まだご発言のない長谷川委員の方から先をお願いいたします。

長谷川委員 今、先生の方からリスクをどう判断するのかというお話がありましたけれども、本来であれば、自分のライフスタイルに合わせて、リスクマネジメントをするのが一番いいだろうなというふうに思うんですけども、なかなか消費者一人一人がそこまでのリスク管理ができるとは思えなくて、実際に、消費者と話をしていると、例えば私はこれがいいと思う。これこれこういう理由でこれがいいと思うのよって言うと、ああ、そうなんだ、じゃ、使ってみようかなとかという反応が返ってくるんですけども、この商品については、こういう情報があるのよと言っただけでは、じゃ、考えてみるわというふうにはなかなかならないんですね。そうすると、先ほど石黒委員の方からお話がありましたけれども、非常にたくさんの情報があふれていまして、企業の方からも、それから消費者団体からも、それから国からもというふうにいるいろいろなサイドから情報が来るんですけども、でもそれが何て言うんでしょうね、体系的になっていたり、多面的なもの、多面的であって、多様であって、体系的に一本筋が通る情報になかなかないのかなという感じがするんですね。

私にとって必要な情報を整理をして出してちょうだいよというのが消費者の正直なところかなというふうに思っています。

それが例えば、私が、長谷川が推薦するこのお茶がおいしいのよという情報の方がそれぞれの専門家の方々が出してくる情報よりもよほど暮らしている中ではリアリティがあるというふうに思われているのかなというふうに思います。

ですので、それを一人一人にブレイクダウンしていくというのは非常に難しいとは思いますが、すけれども、もう少し活用の方法としまして、例えば消費者をグルーピングして、どこの商品のどういう情報が必要なのかというようなことを少し考えないと、大勢の消費者をひと括りにしてはちょっと無理があるのかなというふうに感じています。

山本分科会長 先ほど神田さんも手を挙げておられましたので、お願いします。

神田委員 先ほどの田中委員のご発言ともしかしたらかぶるかなと思いますけれども、マイナス情報とっていいのでしょうか、ちょっと事故を起こしてしまったとか、問題を起こしてしまったということの1つの情報というのは、先ほど、心配するからいろいろ言わない方がいいというのではなくて、そこは情報はちゃんと公開すると。そして、それに対して、何を知らたいかと言ったら、それに対してちゃんと検証して、それにどう対処するのか、あるいはどう改善していくのかということと合わせて情報を提供してほしい。そこを知りたいというふうに思います。

先ほどの田中さんの意見とちょっと似ているかなと思ったものですから。

それから、技術者との間の価値観のギャップがあるのではないかというお話もございました。例えば、私たちが消費者団体のところで、情報が少ないのは、専門家とか研究者からの情報ですね。それが非常に少ないです。あと大学とのつながりということもこれから考えていきたいというふうに思っているんですけども、例えば、水産物についての研究所の研究成果発表会というのがあるということで、きのうそこの方がうちにお見えになって、こういうことをやるということを知りました。それを見まして、お聞きしまして初めて私たちの生活に密着する研究を随分しているんだなあというふうに思ったんですね。

生活に密着した研究がなされているのに、じゃ、消費者とのコミュニケーションというんでしょうか、情報交換などをしない中で、そういった研究がなされているのかなというふうに一方でも思ったりするので、やはり研究者と消費者、あるいは国民とっていいんでしょうか、いろいろな方たちと日常的なつながり、情報のやり取りということがあってもいいのではないかなというふうに思っています。

山本分科会長 ほかに。

じゃ、石黒委員、お願いします。

石黒委員 正直言いまして、情報の難しさというのは、例えば情報を公開すればそれでいいかと言うと、そうでもないだろうと僕は思うんですよ。つまり情報をいかに評価していくか。これは各消費者の中でできれば、これは恐らく広い意味での食育というようなことに入って

るのではないかなと僕は思うんですけども、リスクと言う言葉もあまり使われることが少なく、BSEが出てから、リスクということが非常に一般化された。皆さんもある種の認識をもってリスクの言葉の意味することを理解できるようになった。これはやはり個々の評価というのは、徐々に僕はできてきているんだろうと思います。

情報の公開には2つあって、前に言いましたように、公開がいいのか、それに対するコメントがいいのかという部分が非常に考えてしまうんです。

例えば、有識者がしゃべるコメント、あるいは政府の方がしゃべるコメント、あるいは地方団体、あるいは企業、生産者がしゃべるコメント、恐らくこれは違った立場だろうと思います。消費者は恐らく一度にそれをある意味では聞かされるわけです。そのときに、どれを取るのかは、これは個々の自由なんですけれども、情報というものの難しさ、評価というものが、これは発信する方も評価する方もそれからコメントする方も十分に心得た上でしなければいけない。結論がこれは出ないんですけれども、絶えずそういったことを頭に入れた上で、発言をせざるを得ないと僕は思っております。

山本分科会長 ほかにございますか。

ここで議事の整理をさせていただきますけれども、最初に申しましたように、主体などに分けて意見交換をしたいということですが、もう時間の関係もありますし、ここまでのご発言の中でも主体として政府を意識したような発言もどんどん出てきております。したがって、ここはあまりきちきち分けてもしょうがないので、政府が行う情報、提供も含めて、残りの時間さらにご発言をお願いできればというふうに思います。

では、大木委員の方から何かご発言ございますか。

大木委員 先ほど、どのように、どの人たちに必要な情報が行くかという話の中の、例えばバランスガイド、ありますよね、皆さん非常に参考にはしていると思うんですけども、それは一般的なことのほうが多いからこうなんだよとか、そういう感じだろうと思うんですね。それはそれでいいと思いますけれども、そういうときに同じ表の中に、高齢者向け、学童向け、それから成人向けとか、そうすると私の必要なところはこれなんだから、こういう情報を大切にすればいいんだとか、こういうふうなのがあるといいのではないかなというふうに思うんです。

それは私が思ったのではなくて、この間のデンマークに行きましたら、たくさんの本はないんですね。その中にきちんとデンマーク語は読めませんが、絵を見ると、こうなっていて、これだとみんながわかりやすくいいねって。私はこのところだけ読めば何となくわ



かってしまうわ、というそういう一冊でいいから、そんなのがあったらいいなというのを。

その話をしましたら、私の会も、本当ね、あんまりいろいろ次々もらっても、もったいないくらい税金使っているみたいなので、こういう感じで整理されていると確かにいいかなというので、それはやる方は大変だろうと思うんですよね。でも、そんなふうにしていただけることも私たちの希望です。

山本分科会長 さらにご発言をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

神田委員、お願いします。

神田委員 先ほどまでは行政向けでないことを言っていたんですが、農水省の方で、食中毒についてというのが、私は非常に、珍しくいいというか……。

大木さんのご発言とも関連すると思うんですが、ただ、こういう人たちを対象にと切り分けるのもまた難しいと思うんですね。食中毒についてをのぞいてみますと、まず手を洗いましたかというところから入って行って、読む人が、1つは何をしたらいいかということがわかるということと、最初に見るところだと、誰が見てもあれはわかりまして、子供が読んでもわかる。でも、そこの中から次をクリックして中を見ていくと、より少し深いことがわかる。

そして、今度リンク先が、あのリンク先が面白いというのかなってありまして、とてもあれが面白くて、それでさらにもう少し専門的に見たい方もそこで見られるということで、私の場合は、夫にも見るようにと、勉強してもらいましたけれども。若いお母さんということもよく言われますが、それだけではなくて、男性にも見てもらえる。初歩的なところだけを見る場合、それから非常に専門的なところまで見る場合。それから、データも揃っているということでは、非常にあと、とっつきが最初と開けたところがいいと。非常に構えないで、手を洗いましたかって、洗っていますかって、というような感じで、実は非常にいろいろな知識が得られるような形になっていて、どなたがつくったのかなと思うくらい素晴らしいというふうに思っています。

もちろんいろいろなものによっては、そのデータだけを情報提供するというものもあります。私はそれでいいと思います。

例えば、お魚と健康とかという農水省にありますけれども、あれはちょっといいんですが、食中毒のような体裁になったらものすごくいいんじゃないかなというふうに思っておりまして、見る側がそこは調整して、ここだけ見ればいいというふうにしていく方がいいんじゃないかと思えます。

いろいろな要望の人が見ても耐えられるだけの中身になっているけれども、初歩的な人でも

全然よそよそしくないと。そういったいろいろな、すごく気を使ってできているなあというふうに思っています。プロジェクトチームでもつくってやったんでしょうか。ほめすぎかもしれませんが。本当に心から思っています。全然違うというふうに思いました。その辺のもしエピソードとかありましたら、その辺をお聞かせいただけるといいなと思いました。

それからもう1つ、メールマガジン、あれが非常に私はとてもいいと思います。常に新しい情報ということと、あれをもらってから私が非常に感じましたのは、全体の動きが見える、全部理解できなくてもいいんですね。全部理解するというのは無理ですので、でも食品安全行政がどういうことを前提でやっているのかということが見えるということは、こんなに安心感につながるのかなという実感を持ちました。いろいろリンクもありますので、その辺を見ると、トータルで見ると。わからないこともあります、全体が見えることがこんなに安心感を与えるということなのかということを実際に感じました。そのことだけ申し上げておきます。

山本分科会長 それでは、ほかに。あるいはただいまおほめをいただいた話、食中毒関係について何か。

山田消費・安全政策課長 お言葉いただいて本当に涙が出るくらいうれしかったです。

リスク管理というのは、まともにやってちゃんとできればできるほど、外に見えなくなっていくということなんです。わあわあ騒がれるということはちゃんとできなかったということであるということで、やっていることを知っていただきたいというのがあって、消費者の皆さんにお役に立つ情報を出したい。ある種テレビとかで、これを食べたら何とかがよくなるとか、何とかがよくなるみたいなものがあって、口数ではとても勝てない。それで、わかりやすさというのはなかなか難しいんですけども、親しみやすさというんでしょうか、私も幸いにしてというか不幸にしてと言うかどっちかわからないんですけども、日本での行政経験はものすごく短いので、絶対に役所言葉を使わないようにしようということをもとに金科玉条のようにしました。

もう1つは、大学の教員をしていたときに、教科書をつくるというときに、1ページ丸々書いたら学生は読まないから、3分の1か4分の1を白紙で置いておけというところが、十何年も前にそういうのがありまして、とにかく字をたくさん詰めることはやめよう。そして、文字離れが懸念されている現在において、とにかく難しいことを書いたら読まない人も出てくるだろうから、でも一方難しいことを知りたい人もいらっしゃる。それをどうやったら一緒にできるかということを考えて、これは神田さんに喜んでいただけたと思うのですが、プロジェクトチームという大げさなものではないんですけども、チームをつくりまして、そのうち男性

は1人だけ、あと全員女性という、それも中身がわかっているということだけで集めるのではなくて、ご本人が私は普通のおばちゃんですと宣言している人を必ず入れるようにして、いわゆる普通のおばちゃんの観点から見たときに、意味がわかるかと。まだ十分優しくなっているとは思いませんけれども、夏の暑いときに、食中毒の時期に間に合うようにつくりたいということで、なるだけ短く書けることは短く書いて、そしてそれぞれが消費者の観点で見るということと、それから科学的な正確さというのを損なわないようにするということを考えて、つくったものでございます。

さらに、ついでに宣伝させていただきますと、どちらかと言うと、安全というか食育の方になるかもわからないんですけども、表示をどうやって活用したらいいのかとか、お魚とかお肉とか、どうやったらいいのが選べるのかとか、持って帰ったらどういうふうに扱ったらいいのかというのも今つくっている最中で、実は9月の末か10月の初めぐらいにはできると思います。

それで、もう1つは、実は厚生労働省さんもいらっしゃっているんですけども、テレビとかで、何とかを食べたらやせるとか、血圧が下がるとか、いろいろ言っている、それでそれを食べ過ぎて、健康に悪影響があるというものがたくさんありますので、健康食品というものの正しい使い方ということで、厚生労働省さんと食品安全委員会さんと3者集まって、当然のことながら、消費者の皆さん向けというのはもちろんつくるんですけども、それは同じように親しみやすく、わかりやすい言葉を使って、官僚用語は使用しないということをするんですけども、研究者とか、事業者の方々にもただ分析結果がこんなになったからいいぞというのではなくて、本当に効果があるのかということと、それから安全性が担保できているのかと。その両方をちゃんとするためには、どういうデータが必要かというような紹介とか、こういう法令をちゃんと知っていて、つくってくださいねという。これはちょっと長めのプロジェクトでしようとして、動き始めております。

最後にもう一度どうもありがとうございました。

山本分科会長 どうも貴重な情報を提供いただきましてありがとうございました。

ほかに。まだ時間がございますけれども。

駒谷委員。

駒谷委員 単純な質問なんですけれども、農林省に入りますと、消費者の部屋でしたかありますよね。あそこに食品添加物協会が食品添加物についての冊子を置いてあったと思うんですけども、添加物に国民が興味があるようになってからどうもないように思うんですけども、その辺は、置かないようにしたのか、それとも私が探してもわからなかったのかもかもしれません

けれども、その辺お聞きしたいんですけれども。

引地消費者情報官 消費者の部屋の資料が閲覧できるところでございますか。そこに添加物の資料がないというお話ですか。

駒谷委員 私、10年くらい前から食品添加物というものにちょっと疑問を持っていたものですから、食品添加物協会が、食品添加物についてはこういう動物実験をやっていますとか、こういう検査をやっていますというようなことで、発がん性物質についてはこうしていますとか、アレルギーについてはこうしています、という冊子が消費者の部屋の真ん中くらいにあったんですね。

ところが、食品添加物というものに対して、いろいろなことが話題にできるようになってから、行ってみるとなかったんですね。この間も行って探してみたんですけれども、ちょっとなかったです。

引地消費者情報官 今、おっしゃるような背景があってそこに置いてないとか、置いているというのはちょっと私は今わかりませんが、ただ、少なからず、食品添加物に対する電話等でのお問合せというのは結構ございます。

それらについては、私どものデータベースと申しましょうか、専門の栄養士とか管理栄養士もおりますので、そういった者が、いろいろな資料、データを持っていて、その都度にはお答えしております。資料自体は私もちょっと確認しておりませんが、恐らく何か古くなったか何かで差し替えたときに入らなかったんじゃないかと思います。なお、確認いたします。

駒谷委員 持ち帰られるような冊子だったんです。

引地消費者情報官 であれば、部数がなくなりますと新しいバージョンとかに、あるいは別のものに、スペースの問題がありますから、変えていくということはあると思います。

山本分科会長 ほかにご発言はございますか。

じゃ、姫田さんから。

姫田動物衛生課長 食品添加物についての正しい知識をきちんと身につけていただくということで、実は農林水産省の消費者の部屋は、農林水産省関係の団体しか入れてなかったんですけれども、食品添加物協会が食品添加物の使用を2年前からやっていただいております、きちんとそういう意味では、正しい食品添加物についての理解、ビタミンCでも食品添加物ですから、いろいろなことがかなり誤解を生んでいるのではないかなと思って、そういうことも含めて消費者の部屋でやっております。

冊子については、情報官が言ったとおり、多分一定の部数があるので、添加物協会が持ってきてくれたのがなくなったとか、そういうことだと思うんですけども、そういう意味で、食品添加物の表示なんかも、消費者の部屋の特集でやっているところがございます。

山本分科会長 大木委員、ご発言をお願いします。

大木委員 今、わかりやすさ、親しみやすさということで一生懸命つくってくださっているというふうなのはよくわかりましたけれども、私どもの会から出ているのはやはり若いお母さんたちが、やはり数字とかこういうのを出されても、何となく納得いかない。

例えば、テレビで脂肪分が国民取りすぎですよと言われても、コップの中にこれだけ余分なんですよって、パツとなると、それがピタッと頭に入ると言うんですね。だからそういう方法をとっていただけると、みんながよくわかるんじゃないかなということで、本当に確かにそう言われてみると、これだけが余分なのよってというのがコップからあふれているというのは、これはやはりすごい理解ができます。例えばの話ですよ。

そういう方法で、やはり情報提供をしていただけたら、うれしいという声があります。ぜひこんなふうにして、そういう意味で、テレビとか、それもお金がかかるから、民放では無理だろうと、だからいろいろとアタックして、公共放送であるNHK、そういうものを協力してもらおうとか、そういうふうにしてもらいたいという、私どもの会の要望です。

山本分科会長 ほかにご意見、ご発言はございますでしょうか。

長谷川委員、どうぞ。

長谷川委員 どうやって情報を知らせるかというお話なんですけれども、数年前にあるNPOが調査したときに、有機JASの規格ができたばかりのときで、非常に認知度がなかったんだろうと思うんですけども、有機JASのマークよりもポップで、安心な大豆を使っていますというお豆腐の方を買うという人の方が多かったという話がありまして、それがすごく象徴的だと思うんですけども、わかりやすいということと、それから売り場書いてあるという、マークの中身はわからないけれども、売り場書いてあると安心するみたいなのところがあったんだろうなというふうに私は分析したんですけども、隣にイオンさんがいらっしゃいますけれども、やはり昔は各商店で、おじさんに、このお魚どうやってさばくの、どう栄養があるのとか聞きながらお買い物ができたんですけども、今はそういうことがなかなかできないので、やはり行政の方でもそういった情報をできるだけ消費者の身近なところに落としていく、事業者の方と協力しながら落とすような仕組みとか、仕掛けを考えられるのが、結構広く薄く情報を流すのが効果的なのかなというふうに思っています。

山本分科会長 ほかにご発言ございますでしょうか。

それでは、本日は、情報提供という非常に広大な問題につきまして、短い時間の中で、たくさんのご意見をいただきましてまことにありがとうございました。

皆様方からのご意見を参考にさせていただいて、それぞれの主体において、よりよい情報提供を推進していただければというふうに思います。

ここで、今後の分科会の進め方についてご相談したいと思います。事務局の方からお願いいたします。

山田消費・安全政策課長 今後の分科会のスケジュールなんですけれども、スケジュールと言っているながら、こういうことを言うのは何なんです、次回は時期を考えて、開催したいというふうに考えております。分科会に集まってすること以外に、委員の皆様方には先ほどの話しにもありましたけれども、多すぎないように考えて関係資料をお送りしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

山本分科会長 それでは、今後の審議のスケジュールについては、また時期を見てそれぞれの委員のご都合を調整して進めるということですが、それでよろしゅうございますでしょうか。

(「はい」という者あり)

山本分科会長 ありがとうございます。そのように進めていただきたいと思います。

本日、いろいろご発言をいただきましたけれども、まだ多くの問題、難しい課題が残っているということではないかと思えます。今後の会合におきましても、さらに問題意識を深めていただきましたので、引き続きこの情報提供という問題につきましてご知見をちょうだいできればというふうに考えております。

それでは、本日は予定の時間がまいりましたので、これにて閉会とさせていただきます。

どうも長時間にわたり熱心にご審議いただきましてありがとうございました。

午後 4時00分 閉会